

2020年10月5日 全7頁

# 税優遇で本社機能の地方移転を促進する

## 新型コロナで改めて考える地方拠点強化税制の活用

金融調査部 研究員 斎藤航

### [要約]

- 今般の新型コロナウイルスの問題は東京一極集中による問題を再認識させた。東京に本社機能を置く企業にとっては、BCP（事業継続計画）の観点から本社機能を地方に分散させることも一つの選択肢となり得ると考えられる。
- 本社機能の地方移転（あるいは拡充）を税制面で促進する施策として地方拠点強化税制がある。本社機能を有する施設の地方における拡充あるいは東京23区からの地方移転を行う場合に、オフィス減税（建物等を取得した際の税優遇）や雇用促進税制（雇用者増加数に対しての税優遇）などの優遇措置を受けられる制度である。
- 本社機能を地方に移転することを考える企業は地方拠点強化税制の利用を検討することが一案となると思われる。

## 1. 新型コロナで改めて考える東京一極集中の問題

2020年は、新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）が世界中で猛威を振るい、企業活動や人々の生活様式を大きく変えることとなった。日本国内での新型コロナの感染状況に着目すると、感染者数は大都市圏で多く、とりわけ人口密度の高い東京都で最も多い。様々な理由が考えられるが、東京という大都市の人口の過密がその一因と思われる。従前より、まち・ひと・しごと創生本部<sup>1</sup>によると、東京の過密には、「極めて長い通勤時間、住宅価格の高さ、さらに、待機児童問題に表れている保育サービスの不足、高齢者介護サービスの不足など」の生活環境面での課題や「首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスク」が指摘されていたが、新型コロナはこれらの問題を再認識させることとなった。

企業にとっては、東京という一箇所に本社機能を集中させてしまうと、将来的に、こうした新型コロナのような新種の感染症の拡大や、地震などの災害が起こった場合、事業を継続できないリスクがある。したがって、将来のリスク回避の観点から本社機能のある程度分散させるこ

<sup>1</sup> まち・ひと・しごと創生本部 第4回まち・ひと・しごと創生本部会合 議事次第 資料1「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン ―国民の『認識の共有』と『未来の選択』を目指して―」（平成26年12月27日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/honbukaigou/h26-12-27.html>

とは企業にとって合理的な選択肢となり得る。

こうした感染症や自然災害などの危機的状況に企業が直面した場合においても、損害を最小限に抑え、中核となる事業が継続可能な方法をあらかじめ用意する企業のリスクマネジメントの計画のことをBCP（事業継続計画、Business Continuity Plan）という。企業にとってはBCPを策定することで、危機的状況に陥っても必要な事業を継続できる可能性が高まると考えられる。加えて、リスクマネジメント能力が高いことが評価され顧客の信用を得られる上、市場でも高い評価を得られ企業価値の維持や向上につながる事が期待される。

帝国データバンク<sup>2</sup>によると、毎年5月に行っているBCPの策定状況に関する調査に関して、「策定している」、「現在、策定中」、「策定を検討している」と答えた企業の割合は、いずれも2020年調査で前年調査と比べ上昇している。また、事業の継続が困難になると想定しているリスクに関する質問（複数回答）では、2020年調査では、自然災害が約7割と最も多いが、感染症の割合が大幅に上昇している。同調査では、そのまとめとして、新型コロナによるリスクの顕在化のため「『事業継続計画（BCP）』の策定に対する重要性は、これまで以上に高まっている」としている。

BCP対策には様々な方法があるが、その一つとして、企業の本社機能を地方に移転させ、本社機能のある程度の分散化を図ることが考えられる。そうすることで、大きな災害発生や（「密」を避けられるという点で）今般の新型コロナのような感染症拡大のリスクを低減させることができると思われる。

こうした企業の本社機能の地方移転を税制面で促進する施策として、地方拠点強化税制という制度がある。前述の通り、今般の新型コロナ感染拡大を受け、改めて本税制について考察する意義はあると考えられる。以下では、この税制についての説明と、どのような企業が本税制を適用しやすいと考えられるかを記述する。

## 2. 税優遇で企業の本社機能の移転を促進する地方拠点強化税制

地方拠点強化税制は、特定業務施設（本社機能を有する施設、図表1）の地方における拡充あるいは東京23区からの地方移転を行う場合に、オフィス減税（建物等を取引した際の税優遇）や雇用促進税制（雇用者増加数に対しての税優遇）などの優遇措置を受けられる制度である。**拡充型**（地方にある企業の本社機能の拡充）と**移転型**（東京23区から地方への本社機能の移転）の二種類がある。それぞれ税優遇の内容が異なり、移転型の方がより大きな税優遇を受けられる。

**オフィス減税**は、特定業務施設の取得価額に対して税額控除または特別償却を選べ、移転型の方がより大きな税優遇である。**雇用促進税制**は、特定業務施設における雇用者増加数に応じ、

<sup>2</sup> 帝国データバンク「特別企画：事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査（2020年） BCP策定企業は16.6%、低水準ながらも増加傾向 ～事業継続におけるリスクに『感染症』を想定する企業が急増～」（2020年6月11日）

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p200606.pdf>

税額控除を受けられる制度であり、同様に移転型の方がより大きな税優遇である。さらに、移転型では、雇用促進税制の上乗せ分として追加の税額控除を受けられる。なお、オフィス減税、雇用促進税制ともに、法人であれば法人税、個人事業者であれば所得税が税優遇の対象となる。

地方拠点強化税制を受けるためには、特定業務施設で常時雇用従業員の増加数が 5 人（中小企業の場合 2 人）以上である、都道府県が策定する地域再生計画に適合する等の条件を満たす必要がある。申請・認定フローは、①事業者が都道府県知事に申請、②都道府県知事による認定、③事業者が整備計画の実施状況を都道府県知事に報告、という 3 ステップからなる（図表 2）。

図表 1 特定業務施設の範囲



(出所) 内閣府地方創生推進事務局「(パンフレット 1) 地方拠点強化税制のご案内」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

図表 2 申請・認定フロー



(出所) 内閣府地方創生推進事務局「(パンフレット 1) 地方拠点強化税制のご案内」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

### 3. 地方拠点強化税制の優遇内容

地方拠点強化税制の税優遇内容は前述の通り、拡充型と移転型で異なり、移転型の方がより大きな税優遇を受けられる（図表 3）。以下では、拡充型と移転型の税優遇内容を具体的に見ていく。

図表 3 地方拠点強化税制の税優遇内容まとめ

税優遇の種類		拡充型	移転型
オフィス減税		税額控除4% または特別償却15%	税額控除7% または特別償却25%
雇用促進税制	無期雇用かつフルタイム	税額控除30万円	税額控除50万円
	他の事業所からの転勤者	税額控除20万円	税額控除40万円
雇用促進税制の上乗せ分	移転先が中部圏、近畿圏の中心部		税額控除 30万円×最大3年間
	移転先が上記以外		税額控除 40万円×最大3年間

(注) 雇用促進税制およびその上乗せ分は雇用者増加数1人あたりの税額控除額である。

(出所) 法令より大和総研作成

## ● 拡充型（地方にある企業の本社機能の拡充）の優遇措置

東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等以外での拡充の場合、税制上の優遇措置の適用を受けることができる。ただし、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできない。

### I. オフィス減税

特定業務施設の取得価額に対し、税額控除4%または特別償却15%のいずれかを選択できる。対象となる建物等は、取得価額が2,000万円以上（中小企業者の場合1,000万円以上）である。税額控除を活用する場合、当期法人税額の20%が限度額となる。

例えば、対象地域に特定業務施設を7億円で建設し、税額控除を適用した場合、7億円×4%＝2,800万円の税負担の軽減を受けることができる。特別償却を適用した場合は、7億円×15%＝1億500万円を通常の減価償却に加えて特別償却することができる。

### II. 雇用促進税制

特定業務施設における雇用者増加数に対して次の金額を税額控除する。①無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数につき、1人あたり30万円、②他の事業所からの転勤による、当該特定業務施設の雇用者増加数につき、1人あたり20万円。なお、当期法人税額の20%が税額控除の限度額である。

例えば、特定業務施設における雇用者を35人増加させ、うち30人は無期雇用かつフルタイムの者を新規雇用し、残りの5人が他の事業所からの転勤者である場合は、30万円×30人＋20万円×5人＝1,000万円の税負担の軽減を受けることができる。

## ● 移転型（東京23区から地方への本社機能の移転）の優遇措置

東京23区から地方に本社機能を移転する場合、拡充型事業より大きな税制上の優遇措置の適用を受けることができる。拡充型と同様に、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税

制の併用はできない。ただし、オフィス減税と雇用促進税制の移転型上乗せ分の併用は可能である。

## I. オフィス減税

特定業務施設の取得価額に対し、税額控除7%または特別償却25%のいずれかを選択できる。対象となる建物や税額控除限度額は、拡充型と同様である。

## II. 雇用促進税制

特定業務施設における雇用者増加数に対して次の金額を税額控除する。①無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数につき、1人あたり50万円、②他の事業所からの転勤による、当該特定業務施設の雇用者増加数につき、1人あたり40万円。

さらに、雇用促進税制の移転型上乗せ分が存在する。東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の雇用者増加数1人あたり40万円の税額控除を追加する。ただし、移転先が中部圏、近畿圏の中心部の場合は30万円の税額控除が追加される。つまり、上乗せ分を合わせると、移転型では図表4に表される税額控除を受けられる。最大3年間継続するが、特定業務施設の雇用者数または法人全体の雇用者数が減少した年以降は不適用となる。2019年度以前は、東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の雇用者増加数1人あたり30万円の税額控除を追加（移転先が中部圏、近畿圏の中心部の場合は20万円）であったため、2020年度税制改正で、東京23区からの移転型事業による雇用の増加に対するインセンティブをより強化するよう見直されている（図表5）。

なお、税額控除の限度額は、オフィス減税と雇用促進税制（上乗せ分を含む）を合わせて当期法人税額の20%である。

図表4 上乗せ分と併用した場合の雇用促進税制の税額控除額

	無期雇用かつフルタイム	他の事業所からの転勤者
移転先が中部圏、近畿圏の中心部以外	90万円(=50万円+上乗せ分40万円)	80万円(=40万円+上乗せ分40万円)
移転先が中部圏、近畿圏の中心部	80万円(=50万円+上乗せ分30万円)	70万円(=40万円+上乗せ分30万円)

(注) 雇用者増加数1人あたりの税額控除額。上乗せ分は最大3年間継続。

(出所) 法令より大和総研作成

図表5 2020年度税制改正における上乗せ分の税優遇の変更

	～2019年度	2020年度～
移転先が中部圏、近畿圏の中心部以外	30万円	40万円
移転先が中部圏、近畿圏の中心部	20万円	30万円

(注) 雇用者増加数1人あたりの税額控除額。最大3年間継続。

(出所) 法令より大和総研作成

#### 4. 地方拠点強化税制は、例えば製造業や管理部門などでの活用が考えられる

企業の本社機能の地方移転にあたっては、当然ながらデメリットも存在する。例えば、社内におけるコミュニケーションが取りにくいために生産性が下がってしまう恐れなどが考えられる。しかし、こうしたデメリットが小さく、メリットが大きい業種や部門については、本社機能の地方移転にあたって恩恵を受けやすいと思われる。

地方拠点強化税制を実際に利用した例では、図表 6 に示すように、製造業が挙げられる。BCP の観点から災害リスクに備えるとともに、工場といった製造拠点の近くに研究開発を移すことで、技術開発と生産現場との密な連携が取りやすくなれば、企業にとっても生産性向上の余地はあるものと思われる。また、需要の増加に対応するため、新たに工場を設立後、本社機能も新工場にあわせ移転するという例も存在する。

図表 6 地方拠点強化税制の適用例

	YKK AP(製造業)	トーネジ(製造業)
概要	新幹線開業を機に東京の本社機能(管理部門が中心)を開発、生産部門の本拠地である富山県黒部市に一部移転。	つくば工場を設立後、本社機能をつくば市に移転。
メリット	災害リスクへの対応を図るとともに、各部門の連携を図り、技術力や開発力、商品力の向上につなげている。	災害リスクに備えるとともに、東京五輪やリニア新幹線等による需要増に対応。

(出所) 内閣府地方創生推進事務局「地方拠点強化税制について」、まち・ひと・しごと創生本部 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会資料 22「地方拠点強化税制について」(令和 2 年 1 月 15 日)、YKK AP ウェブサイト、トーネジウェブサイトより大和総研作成

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyuu/shiensaku/data/31.4.12kyoten.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/shiensaku/data/31.4.12kyoten.pdf)

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousousei\\_setumeikai/r02-01-15-shiryuu22.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/r02-01-15-shiryuu22.pdf)

<https://www.ykkap.co.jp/company/jp/about/corporate-governance/>

<https://www.toneji.co.jp/history>

また、図表 7 は、地方へ本社機能移転を実施した企業等へのヒアリング結果を国土交通省がまとめたものである。営業等の外部との交渉事が多い部門では地方移転をしにくいものの、比較的定型的な連絡で済むことが多い管理部門では、地方立地をしやすいと考えられる。

図表 7 本社機能移転の目的・特徴等

**(移転目的)**

- 東京都から地方への本社機能の移転の目的は、リスク分散や取引先への近接等

**(移転された部署・機能等の特徴)**

- 移転された機能は、経理・法務・開発・顧客とのやり取り業務(の一部)等
- 営業、購買、宣伝部門は、外部との交渉ごとが多く、引き続き東京に機能を残す企業が多く見られた。

**(コミュニケーション)**

- 管理部門間では比較的定型的な連絡で済むことが多く、地方立地しやすいと答えた企業が多かった。
- 定型的な連絡以外ではフェイス・トゥ・フェイスでのコミュニケーションも重要とする企業が多く、そうした企業では従業員が拠点間を頻繁に移動
- 地方に拠点のある企業でも、役員会については東京又は海外の拠点等で、原則フェイス・トゥ・フェイスの形で行う企業もあった。

**(移転の影響)**

- 本社機能の移転の際、役員の財界活動・業界活動等を考慮して移転規模を縮小したり、多数の退職者が出たという企業もあった。

(注 1) 新聞等文献調査により、概ね東日本大震災以降に本社移転または本社機能の一部移転を行った企業、従来から首都圏を除く地域に本社または本社機能を置く企業 25 社を選定し、そのうち 17 社にヒアリングを実施している。

(注 2) 国土交通省「平成 27 年度首都機能移転の検討に資するための民間企業等の本社機能の移転・分散のあり方等に関する調査報告書」を元に作成されている。

(出所) 国土交通省 企業等の東京一極集中に関する懇談会 第 1 回 配布資料「資料 4 企業等の東京一極集中の現状」(令和元年 12 月 6 日)

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001319708.pdf>

## 5. おわりに

今般の新型コロナの問題は東京一極集中による問題を再認識させた。東京に本社機能を置く企業にとっては、BCP の観点から本社機能を地方に分散させることも一つの選択肢となり得ると考えられる。企業本社機能の地方移転(あるいは拡充)を税制面で促進する施策としての地方拠点強化税制は、2020 年度税制改正で、東京 23 区からの移転型事業による雇用者の増加に対するインセンティブをより強化するよう見直されており、特に東京に本社機能を置く企業にとって利用しやすいものとなることが期待される。

また、本レポートで検討したように、本税制は製造業で実例があり、本社機能の地方移転は管理部門などで行いやすいと考えられる。これらの業種・部門では、BCP などの観点から地方拠点強化税制を活用した本社機能の地方移転を検討することが一案になると思われる。